

2022 刑事法演習 1 (刑事訴訟法) 事前予習課題

葛野尋之

授業各回の「基本的事項の確認」です。

春学期開始までに、予習を済ませてください。

解答のファイルを手許に残してください。授業各回の開始までに、コースツール manaba のアンケート機能を通じて提出してもらいます。

第 1 回 職務質問と留め置き

【基本事項についての設問】

1. 行政警察活動とはなにか。行政警察活動を一般に規制する法律はなにか。
 2. 行政警察活動と司法警察活動（犯罪捜査）とはどのように異なるか。両者の境界はなにか。
 3. 職務質問とはなにか。規定上の根拠はなにか。
 4. 職務質問の実施の要件とその方法はなにか。
 5. 職務質問の方法・態様について、どのような規定上の規制があるか。
 6. 職務質問のための同行が許される要件はなにか。その方法・態様について、どのような規定上の規制があるか。
 7. 所持品検査とはなにか。規定上の根拠はあるか。
- * 「規定上の」とは、法律の条文に基づくという意味。

2 逮捕・勾留と取調べ

【基本事項についての設問】

1. 令状により被疑者を逮捕するための実体的要件はなにか。
2. 令状発付はどのような手続によるか。逮捕状にはなにを記載するか。
3. 令状により被疑者を逮捕するさい、どのような手続がとられるか。どのような処分が許されるか。
4. 被疑者を勾留するための実体的要件はなにか。

* 最決平 26・11・17（下記【参考判例】）参照

5. 被疑者を勾留するためには、どのような手続がとられるか。勾留状にはなにを記載するか。
6. 被疑者の逮捕および勾留の目的はなにか。
7. 被疑者の勾留期間はどれだけか。被疑者の勾留期間を延長できるのは、どのような場合か。
8. 勾留に関する救済手段としては、どのようなものがあるか。

3 任意の捜査処分の適法性

【基本事項についての設問】

1. 刑訴法の規定によれば、任意の捜査処分は、どのようなときに適法とされるか。
2. 捜査処分の適法性について、比例原則とはどのようなことか。また、比例原則のもとで、捜査処分の適法性はどのような基準によって判断されるか。
3. 被疑者の取調べは、どのような手続によって行うか。被疑者の供述は、どのように録取されるか。参考人の取調べについてはどうか。また、相手方の同意（326条）がないときに、それぞれの供述を録取した書面は、どのような要件のもとで証拠としようか。
4. 逮捕または勾留されている被疑者は、捜査機関の要求を受けたとき、取調室に出頭し滞在する義務を負うか。
5. 接見交通権とは、どのような権利か。
6. 刑訴法 39 条 1 項は「立会人なくして」と規定しているが、それはどのような理由からか。
7. おとり捜査とはどのような捜査手法か。
8. 刑訴法において、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影は、どのような場合に許されるか。令状なくして許される理由はなにか。

4 搜索と押収

【基本事項についての設問】

1. 領置とはどのような処分か。領置は強制処分か、任意処分か。
2. 搜索差押許可状において、「差し押さえるべき物」、「搜索すべき場所、身体若しくは物」

として記載しうるのは、それぞれどのような物、場所か。

3. 場所に対する搜索令状に基づいて、その場所にいる人の身体・着衣を搜索することができるか。かりに原則としてできないとすれば、例外的に許される場合はあるか。それはどのような場合か。
4. 場所に対する搜索令状に基づいて、その場所に居住する人が所持している携帯品についてはどうか。偶然その場所に所在している第三者の携帯品についてはどうか。
5. 刑訴法 222 条 1 項が準用する 111 条 1 項による「執行について」の「必要な処分」とは、どのような処分か。具体例として、どのような処分があるか。
6. 刑訴法 222 条 1 項が準用する 111 条 1 項による「押収物について」の「必要な処分」とは、どのような処分か。具体例として、どのような処分があるか。どのような場合に、別個の令状が必要とされるか。
7. 搜索・差押にさいしてなされる、①令状呈示の状況など、令状執行の適法性に関する状況を記録するため写真撮影、②差押物の発見状況など、その証拠能力・証明力に関する差押の状況を記録するための写真撮影、③令状に記載されていない対象の形状・内容を記録するための写真撮影、④令状に記載された差押の対象物を差し押さえることなく、差押に代わる証拠保全の手段としてなされる写真撮影は、それぞれどのような性格の処分か、また、どのようにして正当化されるか。
8. 差押について、①差押令状が発付されたものの、未だ執行されていない段階、②すでに執行が完了した段階において、それぞれどのような不服申立手段をとりうるか。搜索、検証について不服申立手段が認められていないのは、どのような理由からか。

5 公訴提起と訴因の特定

【基本事項についての設問】

1. 捜査を遂げた後、検察官が行う事件処理にはどのようなものがあるか。
2. 起訴便宜主義とはどのようなものか。
3. 検察官は一罪を構成する事実の一部を取り出して起訴することが許されるか。一部起訴が許されるとして、検察官としては、どのような点を考慮して起訴の判断をすべきか。
4. 起訴状の記載事項はなにか。

5. 訴因とはなにか。刑訴法 256 条 3 項にいう「罪となるべき事実」とはなにか。
6. 訴因はどのような機能を有するか。
7. 訴因の特定が要求されるのはなぜか。訴因の特定についての識別説、防御権説とはなにか。識別説からすると、訴因において、どのような事実の特定が必要とされるか。

6 訴因の変更

【基本事項についての設問】

1. 訴因変更制度とはどのようなものか。
2. 訴因変更はどのような手順によって行うか。
3. 訴因変更はどのような場合に必要となるか。また、その目的はなにか。
4. 訴因変更はどのような範囲で可能か。
5. 訴因変更に時間的限界はあるか。公判前整理手続を経た場合はどうか。
6. 訴因変更命令とはどのようなものか。
7. 縮小認定とはなにか。縮小認定の場合に訴因変更が不要とされるのはなぜか。

7 裁判と択一的認定

【基本事項についての設問】

1. 裁判とはなにか。裁判を、その形式、内容、機能によって、どのように分類することができるか。
2. 裁判には原則として理由を付さなければならないとされるのは(44条1項)、なぜか。
3. 刑訴法 333 条 1 項にいう「被告事件について犯罪の証明があった」とは、どのような意味か。「被告事件」、「犯罪の証明があった」について、それぞれ説明しなさい。
4. 法律の規定によれば、有罪判決にはどのような理由を付さなければならないか。
5. 有罪判決の理由として、「罪となるべき事実」は、どのような範囲において記載しなければならないか。法律上の加重減免事由の記載は必要か。
6. 訴因の一部について有罪を認定(一部認定)する場合、認定しなかった部分について、主文において無罪を言い渡す必要があるか。科刑上一罪の一部のみを認定する場合はどうか。予備的訴因・択一的訴因のいずれかの訴因を認定する場合はどうか。また、併合罪の関係にある複数訴因の一部のみを認定する場合はどうか。
7. 概括的認定とはなにか。

8. 択一的認定（狭義）とはなにか。明示的択一的認定、黙示的択一的認定とは、それぞれなにか。
9. 訴因の択一的記載は許されるか。
10. 同一構成要件内において、訴因特定に不可欠な事実、訴因特定に不可欠ではない事実のそれぞれについて、択一的認定を行うことは許されるか。
11. 同一構成要件内にある異なる過失態様について、択一的認定を行うことは許されるか。ここにおいて、過失態様とは、注意義務の内容および注意義務違反の行為を意味するものとする。注意義務の発生根拠たる事実について、択一的認定を行うことは許されるか。
12. 殺人と傷害致死、既遂と未遂など、包摂関係にある異なる構成要件に該当する事実について、傷害致死、未遂など、包摂される事実を認定（予備的認定、一部認定）することは許されるか。